

## 伊豆の国市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

## 1 趣旨

平成15年6月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

伊豆の国市（以下「市」という。）が設置する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の指定管理者の指定に当たり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

## 2 施設の概要

児童クラブ全12支援単位の施設の名称と位置は表1のとおりです。

表1 施設の名称と位置

	名称	所在	面積 (㎡)	定員 (人)	施設の種類
1-1	長岡南小学校放課後児童教室	長岡1294-1	149.47	70	専用施設
1-2	長岡南小学校第二放課後児童教室	長岡1294-1	56.52	13	専用施設
1-3	長岡南小学校第三放課後児童教室	長岡1294-1	65.52	39	余裕教室
2	長岡北小学校放課後児童教室	南江間1200	140.77	40	専用施設
3-1	韮山小学校放課後児童教室	四日町350	157.33	70	専用施設
3-2	韮山小学校第二放課後児童教室	四日町350	82.46	45	余裕教室
3-3	韮山小学校第三放課後児童教室	四日町350	64.33	35	余裕教室
4	韮山南小学校放課後児童教室	中817-1	157.33	70	専用施設
5-1	伊豆の国市放課後児童クラブすずかけ館	三福325	159.23	70	専用施設
5-2	伊豆の国市放課後児童クラブ第二すずかけ館	三福325	21.25	12	屋内運動場に併設
6-1	伊豆の国市放課後児童クラブあすなる館	守木312	92.54	45	専用施設
6-2	伊豆の国市放課後児童クラブ第二あすなる館	守木312	30.81	18	余裕教室

### 3 業務の範囲（詳細は別添「業務仕様書」を参照）

- (1) 児童クラブの運営に関する業務
  - ① 人員の配置等に関すること
  - ② 児童クラブの利用申請の受付、承認等に関すること
  - ③ 利用料金に関すること
  - ④ 児童クラブの利用及び運営に関すること
  - ⑤ おやつを提供に関すること
  - ⑥ 災害、事故等緊急時の対応
  - ⑦ 事業計画・報告書・業務日報等の作成及び提出
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ① 施設の清掃業務及び施設・設備の保守点検に関すること
  - ② 施設・設備の修繕に関すること
  - ③ 物品の管理に関すること

### 4 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年とします。ただし、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

### 5 応募資格

- (1) 応募資格
  - ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
  - ② 共同事業体の場合は、少なくとも構成団体の一つが上記条件を満たしていること
- (2) 応募者の制限

以下の団体（共同事業体の構成団体を含む。）については、応募資格はないものとします。

  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
  - ② 市から指名停止措置を受けている団体
  - ③ 直近1年間の法人税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを行っている団体又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体

- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消日から指定の期間に相当する期間を経過していない団体
- ⑦ 指定管理者の指定を管理運営の委託契約とみなした場合に、地方自治法第92条第2項、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当する代表者のいる団体

## 6 指定管理者選定の日程

指定管理者選定までの日程は、表2のとおりとします。

表2 指定管理者選定の日程 一覧表

項目	日程
募集要項公表	令和6年5月10日（金）
応募受付開始	令和6年5月10日（金）
質問の受付	令和6年5月10日（金）から 令和6年5月24日（金）まで
質問に対する回答期限	令和6年5月31日（金）
応募受付締切	令和6年6月10日（月）17時
一次審査（書類審査）	令和6年6月中旬
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月上旬～中旬
提案者への結果通知発送	令和6年7月中旬～下旬
指定管理者の議決	令和6年9月
基本協定の締結	令和6年10月
運営準備期間	基本協定締結後～令和7年3月
指定管理期間開始	令和7年4月1日

### (1) 募集要項等の公表及び配布

募集要項、仕様書及び申請書様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

- ① 公表期間 令和6年5月10日（金）～令和6年6月10日（月）
- ② 閲覧方法 市ホームページURL

(<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>)

(2) 現地説明会 5月中旬予定

(3) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問を、以下の日程で受け付けます。

- ① 受付期間 令和6年5月10日（金）～令和6年5月24日（金）
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- ③ 質問方法 別添「質問書（様式1）」を電子メールで送信してください。  
E-mail:gakkou@city.izunokuni.shizuoka.jp
- ④ 回答方法 令和6年5月31日（金）の午後5時までに、市ホームページ上において回答を行います。

(4) 応募書類受付

応募書類は、以下の日程で受け付けます。

- ① 受付期間 令和6年5月10日（金）～令和6年6月10日（月）
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- ③ 提出場所 市学校教育課へ持参又は郵送（令和6年6月10日（月）午後5時必着に限る）により提出

## 7 指定管理者応募の提出書類

(1) 提出書類

提出部数は、正本1部、副本10部を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式2）
- ② 事業計画書（様式3）
- ③ 指定管理者の申請に係る誓約書（様式4）
- ④ 収支予算書（様式5）
- ⑤ 定款若しくは寄附行為の写し、又はこれらに準ずる書類
- ⑥ 登記簿謄本及び印鑑証明書（3か月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類
- ⑦ 役員名簿を確認できる書類
- ⑧ 直近3か年分の決算報告書（事業報告書、損益計算書、貸借対照表）
- ⑨ 直近3か年分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書（未納がない証明でも可とします）

(2) 提出資料の取扱い

- ① 応募に係る資料作成等の費用は、全て応募者の負担とします。
- ② 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、指定管理候補者に決定された事業計画書等は、市が公表等を行う場合、使用できるものとします。
- ③ 提出された応募書類は、返却しません。

## 8 指定管理候補者の審査及び選定について

### (1) 選定方法

#### ① 第一次審査

提出されたすべての指定管理応募書類について、5の応募資格に基づき、審査を行います。

#### ② 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、伊豆の国市指定管理者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）において、8(2)で示す評価の基準に沿って審査を行います。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡いたします。

#### ③ 結果通知

選定結果は、速やかに応募者に文書にて通知するものとし、電話等による問合せには応じません。

#### ④ 協定の締結

第1順位候補者と細目協議を行い、その後、議会の議決により第1順位候補者を指定管理者として指定し、協定を締結します。

なお、市議会において指定管理者となる議決が得られなかった場合には、第1順位候補者が当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

#### ⑤ 第2順位、第3順位の候補者との交渉

第1順位候補者は、市と交渉優先権を有しますが、交渉の過程において指定管理の困難性等が明らかになったときや協議が成立しないときには、市は第2順位、第3順位候補者と順次協議を行います。

### (2) 指定管理者選定の基準

次項の表3に掲げる基準に照らし総合的に審査を行い、児童クラブの管理を行うのに最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

表3 評価項目一覧表

選定項目	審査項目	配点
引継ぎ業務	・指定期間開始までの期間で、人員確保を含め、確実に十分な引継ぎ準備を行う計画となっているか。	15
事業の実施体制	・財務体質は健全か。(財務諸表等により評価)	10
業務内容の理解	・市が求める児童クラブ管理運営の内容を理解し、計画的かつ確実に実行されるか。	10
	・業務全体に対する姿勢や方針が的確であるか。	5
運営業務	・維持管理方針が的確であるか。	5
	・利用者の平等が確保されているか。	5
	・市が求める児童クラブの維持管理の内容を理解し、計画的かつ確実に実行されるか。	5
	・保護者へのサービス向上に寄与できる計画であるか。	15
総務業務	・施設の総務・経理業務を行う運営体制が適正であるか。	5
	・伊豆の国市放課後児童クラブ条例(令和6年伊豆の国市条例第15号)で定める利用料金及び伊豆の国市放課後児童クラブ条例施行規則(令和6年伊豆の国市規則第16号)で定める利用料金の減免規定を理解しているか。	5
指定管理委託料	・経済的かつ計画的な運用により、施設の管理に要する経費を縮減するものとなっているか。	15
自主事業	・自主事業の提案内容が、施設の目的に合致し、継続的に実施可能な提案となっているか。	10
安全管理業務	・利用者の安全に配慮した維持管理ができる体制となっているか。	10
防災・発災時の対応	・非常時における利用者の安全確保と、速やかに防災体制へ移行できる計画であるか。	10
合計		125

## 9 指定管理者の指定手続

指定管理候補者を指定管理者として指定する議案の議会での議決を経て指定管理者として指定します。

## 10 基本協定の締結

指定管理者の指定議案が議決されたときは、市は指定管理者に指定の通知を行います。その後、市と指定管理者は次の事項について、基本協定を締結します。

### 【基本協定の項目（案）】

- ① 総括的事項（基本協定の目的、管理物件、指定期間等）
- ② 業務の範囲と実施条件（管理の基準、業務の範囲と内容、市との業務区分等）
- ③ 業務の実施に当たっての留意事項（再委託、修繕、緊急時の対応等）
- ④ 業務の報告及び監督に関する事項（事業計画、事業実施報告 実績評価等）
- ⑤ 指定管理委託料（事業期間全体及び年度ごと）、利用料金、支払条件等の手続
- ⑥ 損害賠償及び不可抗力
- ⑦ 指定期間の満了に伴う措置に関する事項（引継ぎ等）
- ⑧ 指定期間満了以前の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ その他必要な事項

## 11 事業実施調査及び実績評価

### (1) 市が行う実績評価

- ① 市は、指定管理者に対して、事業報告書等のほか随時に当該管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地を調査し、業務の是正又は改善の指示をすることができるものとします。
- ② 市は、必要があると認められるときは、指定管理者に収支状況の報告を求めることができるものとします。
- ③ 指定管理委託料の上限額  
指定管理委託料は、以下に定める上限額の範囲内で、申請者からの事業計画書に提示された提案額を参考に、年度協定書において定めます。  
上限額（指定期間5年間の総額）600,000千円（税込み）
- ④ 市は、指定管理者が上記①の市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

## 12 指定管理委託料の支払い

- (1) 児童クラブは利用料金制を採用するため、指定管理者は、対価として市が支払う指定管理委託料のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。
- (2) 指定管理委託料は、応募の際に提出された指定管理委託料に係る提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、市の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- (3) 指定管理委託料の支払い時期、方法等は基本協定で定めるものとします。
- (4) 各年度の指定管理委託料決定のための協議の際に、指導や改善勧告などにより、指定管理委託料に係る提案書に示された指定管理委託料の金額から減額する事案が生じた場合には、管理運営や事業内容等に関して、市と指定管理者の間で協議を行うものとします。
- (5) 指定管理者による管理運営の水準が、この募集要項や基本協定書で定めたものに満たなかった場合には、指定管理委託料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、基本協定書で定めるものとします。

## 13 問合せ及び提出先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡346-1

伊豆の国市役所 教育部 学校教育課

電話：055-948-1444

FAX：055-948-2904

E-mail:gakkou@city.izunokuni.shizuoka.jp